附則第四条の五第二十一項を同条第十九項とし、同条第二十二項中「附則第十二条の二の三第四項第二号イ」を「附則第十二条の二の二第七項第二号イ」に改め、「要件」の下に「（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）」を加え、同項第一号中「の(3)」の下に「の窒素酸化物及び粒子状物質の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十三項中「附則第十二条の二の三第四項第二号ロ」を「附則第十二条の二の二第七項第二号ロ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項を次のように改める。

24　法附則第十二条の二の二第七項第二号ハに規定する車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成二十八年軽油重量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が適用関係告示第二十八条第百六十四項第一号に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第二十一項を同条第二十二項とし、同条第二十項を同条第二十一項とし、同条第十九項を同条第二十項とし、同条第十八項を同条第十九項とし、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条の次に次の一項を加える。

（窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車）

第四条の六　法第四十一条第一項第三号イの規定により読み替えて適用される法第四十条第一項の規定により定める窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車は、次に掲げる自動車とする。

一　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

三　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第二十六項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十二条の二の三第五項」を「附則第十二条の二の二第八項第二号」に改め、「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満であること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車であることが記載されていること。

附則第四条の五第二十七項中「附則第十二条の二の三第五項」を「附則第十二条の二の二第八項第二号」に改め、「又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラック」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第二十五項第二号中「百以上百五未満」を「百十以上で平成三十二年度燃費基準達成レベルが百十未満」に、「平成二十七年度燃費基準達成車」を「平成三十二年度燃費基準達成車、平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車又は平成二十七年度燃費基準十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項を次のように改める。

26　法附則第十二条の二の二第八項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ　平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の五第二十七項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百」に、「平成二十七年度燃費基準五パーセント向上達成車」を「平成三十二年度燃費基準達成車」に改め、同項を同条第二十五項とする。

附則第四条の六の見出し並びに同条第一項及び第二項中「附則第十二条の二の五第一項第五号」を「附則第十二条の二の四第一項第五号」に改め、同条第三項中「附則第十二条の二の五第一項第五号イ」を「附則第十二条の二の四第一項第五号イ」に改め、同項第一号中「の(1)」の下に「の窒素酸化物の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「実施要領」を「燃費評価実施要領」に、「百分の百八十」を「百分の百九十五」に、「附則第十二条の二の二第二項第四号イ(3)」を「附則第十二条の二第二項第四号イ(2)」に、「平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の五第一項第五号ロ」を「附則第十二条の二の四第一項第五号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第五項を削り、同条第六項中「附則第十二条の二の五第二項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第二項第二号」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第六項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十二条の二の五第三項第二号イ」を「附則第十二条の二の四第三項第二号イ」に改め、同項第一号中「の(1)」の下に「の窒素酸化物の欄」を加え、「特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定している」を「低排出ガス車認定を受けたものである」に改め、同項第二号中「百分の百五十」を「百分の百八十」に、「平成二十二年度燃費基準九十五パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準八十パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「附則第十二条の二の五第三項第二号ロ」を「附則第十二条の二の四第三項第二号ロ」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第八項を同条第七項とし、同条第九項中「附則第十二条の二の五第四項第二号」を「附則第十二条の二の四第四項第二号イ」に改め、「又は車両総重量が二・五トン以下のトラック」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第九項第二号中「百分の百三十八」を「百分の百三十五」に、「平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準三十五パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十二条の二の五第五項第二号」を「附則第十二条の二の四第四項第二号ロ」に改め、「乗用車又は」を削り、同項第一号を次のように改める。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

附則第四条の六第十項第二号中「百分の百三十二」を「百分の百三十八」に、「平成二十二年度燃費基準三十二パーセント向上達成車」を「平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車」に改め、同項を同条第九項とし、同条に次の二項を加える。

10　法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八を乗じて得た数値以上であること並びに当該自動車に係る自動車検査証にJC〇八モード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていないこと及び当該自動車が平成二十二年度燃費基準三十八パーセント向上達成車であることが記載されていること。